

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十五号）（人事課）

### 一 趣旨

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、国に準じて失業者の退職手当に係る受給資格要件等を改正

### 二 内容

- (一) 六十五歳以上の者に係る受給要件の拡大
- (二) 短期訓練受講費等就職促進給付の拡充

### 三 施行期日

平成二十九年一月一日